# 大和市開発事業の手続及び基準に関する条例等の改正に関する市民意見公募の結果

#### ■ 意見公募を行った条例等

- 大和市開発事業の手続及び基準に関する条例及び同施行規則
- ・大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

### ■ 公募手続の概要

意見募集期間:平成30年3月1日(木)~平成30年3月30日(金)

意見提出方法:窓口持参、郵送、ファクス、市ホームページ(氏名・住所・意見を明記)

周 知 方 法: 広報やまと (3月1日号)、市のホームページ (3月1日~3月30日)

公表した資料:大和市開発事業の手続及び基準に関する条例等の改正について

資料閲覧場所:市役所1階情報公開コーナー、街づくり計画課、渋谷分室、各連絡所、各

連絡所、各学習センター、市ホームページ

# ■ 意見提出者数と意見件数

意見提出者数:1人

意 見 件 数 : 4件(大和市開発事業の手続及び基準に関する条例の内容)

# ■ 寄せられた意見と市の考え方

	ご意見の概要	市の考え方
1	住民とトラブルになりやすい大規模開発について、	ご意見のとおり、改正案のとおり取組んで
	住民と開発事業者の溝を埋めるための配慮がなさ	まいります。
	れた条例改正案となっていると思う。今回の改正案	
	のとおり取組を進めてほしい。	
2	大和市は公共交通機関が便利な場所であり、各家庭	改正案は、自動車保有率や駐車場利用状況
	で車を所持しているのが当たり前という古い考え	を踏まえ算出した基準としております。今
	方から、変わってきているため、居住者用駐車施設	後も、自動車保有率や駐車場利用状況を踏
	の整備基準は、改正案のように緩和したほうがよい	まえ駐車施設基準について適宜検討を行っ
	と思う。環境への負荷の少ない社会の実現のため、	てまいります。
	現在の改正案よりもっと駐車施設基準を緩和し、商	
	業・近隣商業地域以外の地域も 30%程度にしたほ	
	うがよいと思う。	
	大和市内には、舗装されていない砂利や土の駐車場	道路への砂利の飛散については、道路管理
	が点在しており、駐車場から出てくる車などを通じ	者から原因者に対し指導を行っております
	て、砂利が道路に飛び散り、歩道や車道を傷めてい	が、新設及び改良する駐車場の仕上げを規
	る。公道側は、舗装されているが、駐車場側から飛	定する等費用負担が生じることを義務付け
3	び出てくる砂利で、ベビーカーなどがたいへん押し	ることは、難しいと考えています。
	づらくなっている。車いすなどはもっと顕著だと思	
	う。これから新設・改良するような駐車場は、アス	
	ファルト舗装などを施すよう条例で定めてほしい。	
	これにより道路の改修費も抑えられると思う。	
4	文字表現等についてのご意見	大和市行政文書の作成に関する規定等に基
		づき、分かりやすい表現となるよう努めて
		いきます。